

令和8年3月17日

高島屋健康保険組合
理事長 阿部 宗彦



規約の変更について

令和8年3月1日から介護保険料率を引き下げたこと及び4月1日から子ども勘定が新設されるに伴い、該当箇所の規約を変更しましたので公告します。

記

新	旧
(介護保険料額の負担割合) 第45条の2 介護保険料額の <u>16分の8</u> は事業主、 <u>16分の8</u> は被保険者において負担する。 附則 この規約は、令和8年3月1日から施行する。	(介護保険料額の負担割合) 第45条の2 介護保険料額の <u>20分の10</u> は事業主、 <u>20分の10</u> は被保険者において負担する。

新	旧
(保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第45条 一般保険料等額 (うち一般保険料分) 及 び調整保険料額の 96分の55 は事業主、96分の41 は被保険者において負担する。 第45条の2 (略) <u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u> 第45条の3 子ども子育て支援金額の 230分の115 は事業主、230分の115 は被保険者において負担す る。 (特定被保険者の保険料額) 第46条 この組合において、介護保険第2号被保 険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第11条 に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く	(保険料及び調整保険料の負担割合) 第45条 一般保険料額及び調整保険料額の 96分の 55 は事業主、96分の41 は被保険者において負担す る。 第45条の2 (略) <u>(新設)</u> (特定被保険者の保険料額) 第46条 この組合において、介護保険第2号被保 険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第11条 に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く

<p>被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は、一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>（予備費の費途） 第49条1～2（略）</p> <p>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 （1）子ども・子育て支援納付金 （2）子ども・子育て支援還付金 （3）雑支出</p> <p>（準備金の保有方法） 第50条1（略）</p> <p>2 <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は原則として前項第1号または第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>附則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は、一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>（予備費の費途） 第49条1～2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（準備金の保有方法） 第50条1（略）</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は原則として前項第1号または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>
---	---

以上